

態だった。「多くの法律家や法律家を目指す者が多少なりとも人権訴訟に関心があると考えるのは甘いようです」。自分は人権擁護活動にかかわっていることを隠しておらず、「左翼」とからかわれても、「こちらもおどけて語ることで周囲との和を保っています。(中略) 人権を語ること自体で『左翼』とされてしまうのはやはりどこかおかしいです」。

この学生には「まともな法律家」になってほしいものだと思う反面、法科大学院(生)の実状の一端を教えられ、「そうだろうなあ・・・」などと、妙に「納得」しているらしいである。人権を語る学生が「左翼」とレッテルを貼られ、おそらく特異な存在とみなされているだろう、そんな場所で未来の法曹三者(裁判官・検事・弁護士)が猛勉していることを考えると、驚きを通りこして怖さを感じる。

法科大学院経由の法律家がまもなく一斉に、しかも大量に、私たちの前に現われる。このまでは、人権や平和について真剣に考える法律家は、1割も育たないのでないだろうか。恐ろしいことである。

法科大学院については、設置の数年前から私な

りに問題点を指摘してきた。残念ながら、指摘は的中しつつある。各大学は、合格者数と合格率、つまり数字をひたすら競いあっている。学生は余裕を持てず、教員は対策に追われて研究どころではない。法学部教育にも歪みが生じてきている。A大学がどんなに高い数字を出したところで、それはA大学経営の司法試験予備校の実績にすぎない。そんな環境から「まともな法律家」が育つわけがないのである。

9条の会の運動とは、憲法を守り育てる運動である。当然、広角視野が要求される。その意味で、法科大学院問題にもしっかりと目配りする必要がある。人権や平和が、馬鹿な法律家の判断一つで簡単に否定されたり、崩されることのないように。



政治の季節に

井上 穎男 (人文社会学部)

政治の季節である。

新しい内閣総理大臣は「重要法案」のなかでも「教育基本法改正案」を「最優先」と位置づけている。そのため、同法案の成立状況にも左右されることになるが、防衛庁の「防衛省」への格上げ法案が今国会で成立する見通しという。

10月28日の朝日新聞朝刊は、「防衛省」昇格の論点として、衆議院本会議における法案質疑を要約している。ここでの論点は、①防衛政策の基本原則の変更可能性、すなわち防衛予算拡大化、専守防衛および文民統制の崩壊への懸念、②自衛隊海外派遣の本来任務化、つまり自衛隊の随時の派遣を可能にする「恒久法」制定促進へのステップとなること、また武器使用基準緩和への懸念、③諸外国なみに「省」組織とすることによって、



諸外国が受ける印象の変化への懸念、④1月の防衛施設庁官製談合事件およびその後の調査・報告の遅延にみられるような、現在の組織体質への懸念であるという。

自民党は格別、公明党から「懸念」も出ているそうだが、民主党の党首は「省昇格自体は反対ではない」と考えているそうであり、民主党自体は審議には応じている。「教育基本法改正案」が片付けば、早晚この「防衛省格上げ法案」は成立をみことになるだろう。

先月、東京で開催された「日本公法学会」に出席した。

テーマは「現代における安全と自由」である。しかし面白くない。国家の「安全」や9条に特化したテーマではないが、それでもこうした問題についての憲法学における状況認識や議論展開、行政法学上の無関心にはやや閉口